

まんのう町ケアマネジメント基本方針

2021年10月15日策定

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により介護が必要になった者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう自立支援・重度化防止に資する本町のケアマネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針については、介護支援専門員、介護事業所等や地域包括支援センター職員、有償ボランティア、関係機関等、ケアマネジメントに携わる全ての者が共有した上で、介護が必要になった者の支援にあたることが大切です。

本町では、「まんのう町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」において「地域で支え合う、高齢者が住みよい 住み続けたいまちづくり」の実現を基本理念に掲げています。そのため、事業計画に掲げる様々な施策を推進することで、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組むとともに、高齢者の自立支援に向けた地域ぐるみの気運を促進しています。

以上のことと踏まえ、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）第1条の2（基本方針）を柱として、基本方針を以下のとおり定めます。

（基本方針）

- 1 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援並びに第1号介護予防支援（以下「指定居宅介護支援」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者並びに第1号介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、まんのう町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための対策をしなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
　　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
　　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。